

令和 8 年第 1 回区議会定例会

議案説明資料 (追加提案分)

(議案第 35 号)

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

特別区においては、国民健康保険事業水準の均衡を図り、安定的な事業運営に資するため、保険料率等について共通基準を設定しているところであるが、東京都の令和 8 年度の事業費納付金の決定及び標準保険料率の算定を受け、共通基準を改定したところである。

また、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして子ども・子育て支援金制度が創設され、医療保険制度上の給付に係る保険料と併せて、子ども・子育て支援金を徴収することとされたことに伴い、国民健康保険法施行令の一部が改正され、国民健康保険の保険料の納付義務者に対する賦課額として合算する額に、子ども・子育て支援納付金賦課額を追加すること等とされた。

これらのことに伴い、基礎賦課額等の保険料率を改定するとともに、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、「杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会」に諮問し、その答申を踏まえて、作成したものである。

<改正の概要>

- 1 基礎賦課額の保険料率について、所得割を「100分の7.71」から「100分の7.51」に、被保険者均等割を「4万7,300円」から「4万7,600円」に改めるとともに、基礎賦課額の賦課限度額を「66万円」から「67万円」に改めること等とする。(第13条の3、第14条、第14条の4及び第14条の8)
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率について、所得割を「100分の2.69」から「100分の2.80」に、被保険者均等割を「1万6,800円」から「1万7,600円」に改めること等とする。(第14条の11及び第14条の12)
- 3 介護納付金賦課額の保険料率について、所得割を「100分の2.25」から「100分の2.43」に、被保険者均等割を「1万6,600円」から「1万7,800円」に改めること等とする。(第15条の3から第

15条の5まで)

- 4 子ども・子育て支援納付金賦課額は、世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上の被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とし、所得割を「100分の0.27」、被保険者均等割を「1,800円」、18歳以上被保険者均等割を「73円」、賦課限度額を「3万円」とするとともに、18歳未満の者に係る被保険者均等割額については、10割減額すること等とする。(第13条の2、第15条の6から第15条の10まで、第18条、第18条の5及び第19条)
- 5 低所得者である被保険者について、保険料率の改定に伴い均等割を減額する額を改めるとともに、子ども・子育て支援納付金賦課額に係る均等割等を減額する額を定めること等とする。(第18条の2)
- 6 未就学児である被保険者について、保険料率の改定に伴い均等割を減額する額を改めるとともに、子ども・子育て支援納付金賦課額に係る均等割を減額する額を定める。(第18条の3)
- 7 出産被保険者について、保険料率の改定に伴い均等割を減額する額を改めるとともに、子ども・子育て支援納付金賦課額に係る所得割及び均等割等を減額する額を定める。(第18条の4)

<実施の時期等>

- 1 令和8年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項)

【問合せ先】

国保年金課 内線1271

(議案第36号)

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

令和7年度税制改正における給与所得控除の最低保障額の引上げにより、第9期介護保険事業計画(令和6年度から令和8年度まで)における保険料収入に一時的な不足が生じないように、介護保険法施行令の一部が改正された。

このことに伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 区内に住所を有する65歳以上の被保険者(以下「第1号被保険者」という。)のうち、令和7年の給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満である者の令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定に当たっては、給与所得控除額の引上げ分を加算した額を用いることとする。(附則第12条)
- 2 第1号被保険者の属する世帯内に、給与所得控除の最低保障額の引上げにより令和8年度の特別区民税が非課税となった者がいる場合は、当該者は、第1号被保険者の同年度の保険料率の算定において、同年度分の特別区民税が課されている者とみなすこと等とする。(附則第13条)
- 3 区長は、特別の事由があると認められる者に対し、保険料を減免することができること等とする。(第21条)

<実施の時期等>

- 1 令和8年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項)

【問合せ先】

介護保険課 内線1311